

○厚生労働省令第十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成三十年二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇八十一 (略)</p> <p>八十二 N―(四―クロロフェニル)―二―メチル―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)プロパンアミド及びその塩類</p> <p>八十三〇百十八 (略)</p> <p>百十九 一―(三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>百二十〇百五十四 (略)</p> <p>百五十五 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルテトラヒドロフラン―二―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十六〇百六十八 (略)</p> <p>百六十九 N―(四―フルオロフェニル)―二―メチル―N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)プロパンアミド及びその塩類</p> <p>百七十〇百五十八 (略)</p> <p>二百五十九 N―(二―メトキシベンジル)―N―メチル―一―(四―メチルフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類</p> <p>二百六十〇百七十五 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇八十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八十二〇百十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百十八〇百五十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百五十三〇百六十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百六十六〇百五十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百五十五〇百七十 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。